

# 概要版

## 第3次所沢市地域福祉計画

SMILEプラン

みんなのまちの支え合い

● 昔から住んでいる  
トコロさん夫婦 ●



こんにちは!  
地域にはいろいろな人がいて  
みんなが協力し合っているんですよ!

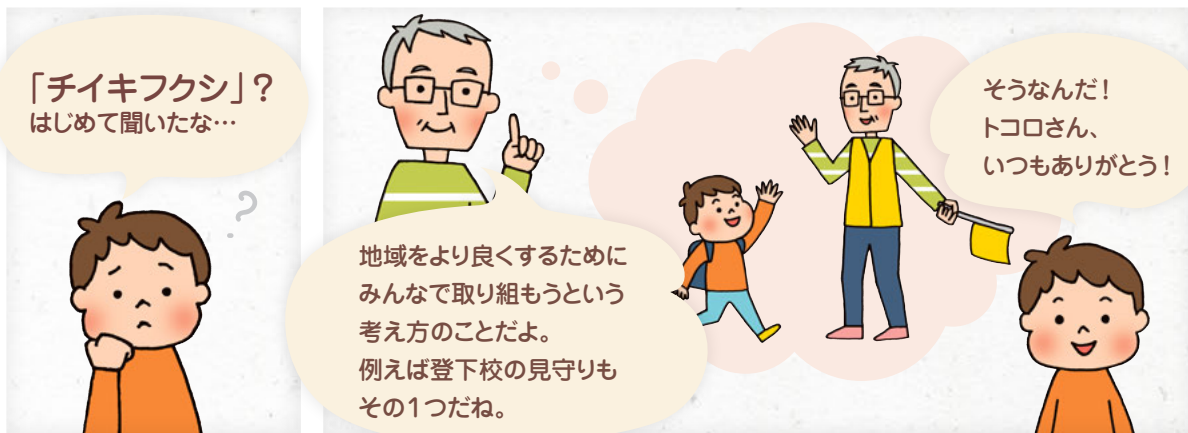
こんにちは!  
最近所沢市に引っ越してきました。  
地域のことを教えていただけますか?



● 最近引っ越してきた  
サイタさん一家 ●

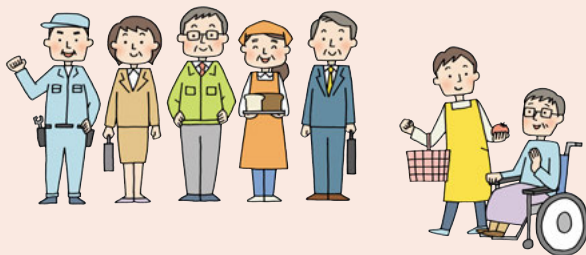
「地域福祉」とは、それぞれの地域でみんなが安心して暮らせるよう、近所の人や、福祉に取り組む団体などが協力し合って、地域で起きる様々な問題に取り組む考え方です。近所の人にあいさつをしたり、高齢者に手を貸したりすることも、大切な地域福祉の活動といえます。

## 「ふくし」はみんなで少しずつ



## 地域の会社やお店も協力しています

新聞・郵便配達、荷物や食事の配送、電気・ガス・水道の点検など、地域を訪問・巡回する企業が何らかの異変に気づいたとき、状況確認や支援につなげるためのネットワークづくりが行われています。また、移動に困難を抱える人などのため、社会福祉法人や民間企業などが協力して、スーパー等でお買い物を手伝う取り組みも行われています。





地域には、いろいろな事情や悩みを抱え、中には助けを求めることができない人もいます。「これをすれば正解」というものはありませんが、「何かできることはありませんか」と声をかけ合うことがとても大切なのです。



みんなができることを少しずつやるのが大事なんだね。

## どうしたら良いかわからないときは

地域には、困っている人を助けるために活動している人たちがたくさんいます。

困っている人、気になる人がいて「どうしたらいいの？」「助けてあげる余裕がない…」というときは、地域で活動する人に、「心配な人がいて…」と伝えることも大切な助けになります。

私たちのことは、p.6～7をご覧ください！



## まずは身近な防災から

今はSNSで誰とでもつながれるし、近所付き合っていて少し面倒よね。



でも、災害や緊急のとき、近所に知り合いがいなくてどうなるだろう？

もしものときは、自分の身は自分で守ることが大切。だけど・・・



足腰の悪い高齢者や、障害がある人など、自分ひとりでは避難ができない人もいるよね。

私もひとりだと不安だわ・・・



- 支援が必要な人の把握や共有
- 家の中や外の危険な場所の確認
- 防災グッズや日用品の準備
- 防災訓練への参加

これらに加えて、普段から近所の人と顔見知りになっておくことがとても大切だね！

防災訓練に参加すれば・・・



知り合いも増えて、ちょっと安心。

大きな災害のときは、行政機関が被災するなど、公的な支援（公助）が滞ることもあります。自分自身や大切な家族の命を守るためには、日頃からの備え、自力で避難すること（自助）、隣近所同士で助け合うこと（共助）が大切です。

## 日頃から備えておくために

所沢市では、9月1日の防災の日に合わせて、毎年9月1日に一番近い土曜日に総合防災訓練を行っています。開催日は例年広報とろざわ8月号でお知らせしていますので、お住まいの地域で行われる防災訓練に参加してみましょう。

また、災害時に備え、日頃からハザードマップや避難所マップ、防災ガイド等を確認しておきましょう。

ハザードマップや避難所の確認はこちら ▶▶





# つながりをつくりましょう

## こんな人は身近にいないかな？

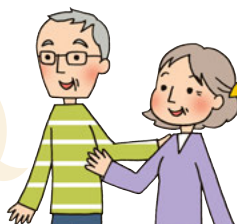
病気や障害などにより日常生活に支援が必要な人、子ども、妊婦・子育て中の人、高齢者、外国人など、社会的な支援を必要とする人たちのことを「要配慮者」といいます。

特に災害時には、避難誘導や安全確保などについて、周囲の人々の支援が必要となる場合があります。



私も要配慮者だったんだ！

災害のときは、サイタさんのことを気にかけるようにするよ。



ありがとうございます。トコロさんも、何か手助けが必要なときはいってくださいね。



これでいざというときにも、お互いに助け合えるね！

### 要配慮者



子どもや子育て中の人



・妊婦・



・外国人・



・高齢者・



・障害のある人・

## 災害ボランティア

災害時は、がれきの撤去や泥のかき出しなどを行う災害ボランティアの活動が被災地の復旧・復興の大きな力となります。

所沢市では、市内で大きな災害が起きた場合、社会福祉協議会が「こどもと福祉の未来館」に災害ボランティアセンターを立ち上げ、受け入れ先との調整や派遣を行うこととなっており、実際に災害

が発生した時を想定した立ち上げ訓練なども実施しています。



災害ボランティア活動についてはこちら ▶▶

# 困りごとや悩みごとがあったら…



## 自治会・町内会

人々のつながり、絆・愛着を実感できる地域づくりの要となる存在が、自治会・町内会です。各自治会・町内会では、地域の安全・防犯、環境美化、夏祭りや運動会など、地域の特性を活かした独自の取り組みが行われています。



## 民生委員・児童委員

支援を必要とする人の立場に立って相談に応じ、必要な支援につなげていく役割を担っています。それぞれ担当地区を持っており、地域住民にとって身近な相談先のひとつです。また、見守りや高齢者への訪問活動なども行っており、所沢市では約500人の委員が活動しています。



## ボランティア団体、NPO法人など

地域では、健康・福祉、地域づくり、安心・安全など、様々な分野の団体が地域福祉活動に取り組んでいます。所沢市では、市民活動支援センターや生涯学習推進センター、社会福祉協議会のボランティアセンター等で、団体の情報を紹介したり、活動を支援したりしています。



## 地域福祉サポーター

社会福祉協議会が実施する「地域福祉サポーター養成講座」を受け、身近な地域で起きている問題などに気づき、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)などにつなげるつなぎ役です。同時に、その解決や助け合いの地域づくりに参画する人です。

## 地域みんなの居場所

### 子ども食堂

地域のボランティアが中心となって、無料、または安価で栄養のある食事や温かな団らんを子どもたちに提供しています。

所沢市内の子ども食堂などはこちら ▶▶



### 地域サロン

地域には、身近な所で気軽に集まり、出会い、交流し、仲間づくりなどを行うことができる拠点(地域サロンなど)があります。ここでは会食会・茶話会などが行われ、地域の憩いの場、地域住民の交流の場所となっています。



## コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域を基盤として活動し、これまでの法制度では十分に対応できない困りごとを抱える人に寄り添いながら、地域の生活課題の解決に向け、地域住民と一緒に支え合いの仕組みづくりに取り組む専門職です。社会福祉協議会により市内全11地区にそれぞれ担当者が配置されています(令和3年4月1日現在)。



## 社会福祉協議会

社会福祉法に基づく「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、誰もが安心して暮らせる支え合いの福祉のまちづくりを市民とともに進めています。行政とは異なる民間組織として、市民と活動団体、専門職、行政などとの間をつなぐ役割を担っています。



## 生活支援コーディネーター

地域の様々な活動をつなげ、組み合わせる調整役です。地域の特性や困りごとを把握し、支え合い活動に参加する人を増やしたり、支援を必要とする人と支援の取り組みとのマッチングを行ったりしています。「地域支え合い推進員」とも呼ばれます。



## 地域包括支援センター

「介護保険について教えてほしい」「どんな福祉サービスがあるのかわからない」などのご相談を受けのほか、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、ご本人とご家族を様々な取り組みで支える機関です。所沢市では14か所に設置されています(令和3年4月1日現在)。

## 相談窓口

行政の窓口のほか、地域にも様々な相談窓口が設置されています。社会福祉協議会では、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を中心に、まちづくりセンターなど身近な地域で相談できる場の整備を進めているほか、市内の社会福祉法人が身近な相談窓口として、「暮らしの相談事業」を実施しています。

また、こどもと福祉の未来館には「福祉の相談窓口」が設置され、福祉的な相談はもちろん、「どこに相談すれば良いかわからない」といったお悩みもお伺いしています。

「福祉の相談窓口」の詳細はこちら ▶▶



## 支え合う心を大切に自分ら

## 地域福祉計画

## 重点施策

| A | 地域生活課題の解決に向けた取り組みの強化

| B | 包括的な相談支援体制の充実

| C | わかりやすい情報提供の充実

- I -

地域福祉の  
コミュニティづくり  
(人づくり・地域づくり)

## 地域福祉計画とは

所沢市では、地域福祉を推進するため、令和3年度から6年間を計画期間とする第3次所沢市地域福祉計画を策定しました。

お住まいの地域がより暮らしやすくなるためには、地域で生じる様々な課題について、地域の皆様や地域で活動する人、行政などが共に協力して取り組んでいくことが必要です。こうしたことについて、課題を整理し、取り組みの方向性を示すものが地域福祉計画です。

法律的には社会福祉法に基づき策定するもので、加えて第3次所沢市地域福祉計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく所沢市成年後見制度利用促進基本計画も含む構成としています。

更に、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者自立支援方を盛り込んだ計画としても位置づけています。

この所沢市地域福祉計画は、所沢市総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、福祉に関連する計画を横断的につなぎ、相互に調和を図りながら、福祉施策を推進する役割を担っています。(p.12 参照)

計画全体の  
詳しい内容はこちら ▶▶





# (SMILEプラン)をつくりました

## 理念

### しく暮らせるみんなのまち

#### 基本方針

- II -

身近な地域に広がる  
ネットワークづくり  
(福祉サービス  
利用環境の整備)

- III -

安心・安全に  
地域で生活できる  
環境づくり  
(セーフティネットの  
整備)

#### 成年後見制度 利用促進基本計画

#### 基本方針

誰もが意思を  
尊重され、  
権利が守られる  
環境づくり

### 基本理念は「SMILE」<sup>スマイル</sup>

**S**  
支え合う  
(Support)

**M**  
心を大切に  
(Mind)

**I**  
自分らしく  
(Independent)

**L**  
暮らせる  
(Live)

**E**  
みんなのまち  
(Everyone's Town)



地域福祉計画によって実現したい将来のイメージを「基本理念」として、「支え合う心を大切に自分らしく暮らせるみんなのまち」と決めました。これは、計画をつくる際に実施したアンケート調査を参考にしたもので、それぞれ頭文字をとって、計画の愛称を「SMILEプラン」としました。社会福祉協議会の「WITHプラン」と合わせて、「WITH SMILE」＝「笑顔で」取り組んでいきます。

具体的な取り組みの内容は次のページへ▶▶

## 地域福祉のコミュニティづくり(人づくり・地域づくり)

身近な地域で、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、自分の意欲や関心を活かして活動できる、地域福祉のコミュニティづくりを推進します。

<p><b>相互理解・共生の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 相互理解を深める交流機会の拡大（障害者との交流など）</li> <li>▪ 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進</li> <li>▪ 身近な地域での福祉教育・福祉学習機会の拡大</li> <li>▪ 障害者の社会参加の促進と協働の推進</li> <li>▪ 障害者の就労の実現と職場定着に向けた支援</li> </ul>
<p><b>地域活動の促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域で身近にふれあう活動の促進</li> <li>▪ 地域活動への参加に向けた周知</li> <li>▪ 地域課題の解決への取り組みにつながる活動の支援</li> </ul>
<p><b>地域で活躍する人材の育成</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域福祉を担う人材の発掘に向けたきっかけづくり</li> <li>▪ 人材情報のストックと活用の仕組みづくり</li> <li>▪ 意欲ある人材の地域福祉活動への参加及び継続・定着の促進</li> </ul>
<p><b>地域の居場所づくり、拠点の活用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ こどもと福祉の未来館の活用</li> <li>▪ 多世代交流の促進</li> <li>▪ 身近な居場所・拠点の周知啓発及び利用促進</li> <li>▪ 身近な地域資源を有効活用した居場所・拠点づくりの推進</li> </ul>

## 身近な地域に広がるネットワークづくり(福祉サービス利用環境の整備)

身近な地域から広域にわたるまで、重層的なネットワークを構築し、必要とする人に支援が届く地域をめざします。

<p><b>住民同士の見守り・支え合いの推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 身近な地域での見守り・支え合い活動の促進（子ども・高齢者など）</li> <li>▪ 高齢者などの生活支援ニーズに対応する活動の促進</li> <li>▪ 福祉の相談窓口と連携した見守りの仕組みの構築</li> <li>▪ 地域の社会福祉法人や民間事業者などによる見守り体制の構築</li> </ul>
<p><b>地域福祉を進めるネットワークの強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域福祉に関わる組織・団体などのネットワークの強化</li> <li>▪ 民生委員・児童委員協議会や自治会・町内会等との連携の強化</li> <li>▪ 社会福祉協議会との連携の強化</li> <li>▪ 地域包括支援センターとの連携の強化</li> </ul>
<p><b>地域で活躍する団体への支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 地域で活動するボランティア団体・NPO法人等、各団体の育成・支援</li> <li>▪ 社会福祉協議会の機能強化</li> <li>▪ 民生委員・児童委員活動の支援</li> </ul>

### 成年後見制度って？

認知症や知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が不十分になってしまった人の権利や財産などを守るための制度。家庭裁判所により選ばれた成年後見人等が、法律面、生活面において支援します。

## 安心・安全に地域で生活できる環境づくり(セーフティネットの整備)

全ての人が、地域で安心して生活できる環境をめざし、セーフティネットの整備に取り組みます。

<p><b>権利擁護の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例に基づく取り組みの推進（再掲）</li> <li>▪ 人権教育の推進</li> <li>▪ 虐待防止及び再犯防止対策の推進</li> <li>▪ 成年後見制度の推進</li> </ul>
<p><b>生活困難者等への支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な運用による自立の促進</li> <li>▪ 失業者、ホームレス、ひきこもりなどに対する支援</li> <li>▪ 子どもの貧困に対する支援</li> </ul>
<p><b>災害時等の 安心・安全の仕組みづくり</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 避難行動要支援者名簿の整備・活用</li> <li>▪ 福祉避難所の整備</li> <li>▪ 在宅避難者（要配慮者）に対する支援</li> <li>▪ 災害ボランティアセンターの設置・運営支援</li> </ul>
<p><b>誰もが住み続けられる地域づくり</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 道路・施設などのバリアフリーやユニバーサルデザインの推進</li> <li>▪ 住宅確保要配慮者の入居支援の強化</li> <li>▪ 高齢者等に寄り添った生活環境向上の推進</li> </ul>

## 誰もが意思を尊重され、権利が守られる環境づくり

地域共生社会の実現に向け、成年後見制度の更なる利用促進に取り組みます。

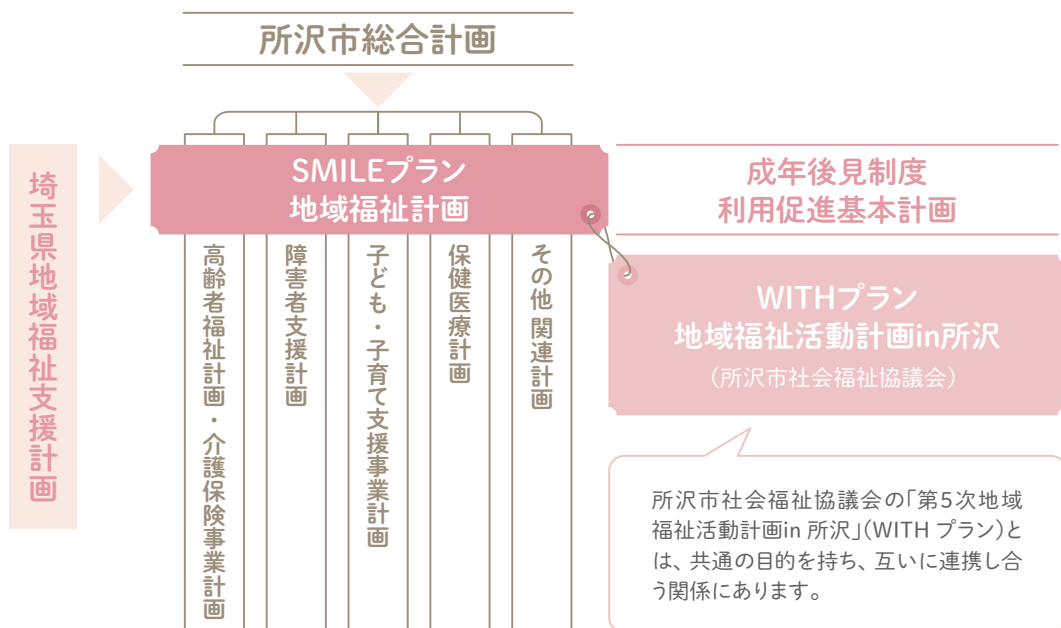
<p><b>成年後見制度の周知・啓発</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ わかりやすい講演会・講座の開催</li> <li>▪ 講演会や相談会の実施に対する支援</li> <li>▪ 広報活動の推進</li> <li>▪ 早期の支援につなげるための相談先のPR</li> </ul>
<p><b>利用しやすい環境整備と 担い手の支援</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 親族後見人の支援</li> <li>▪ 市民後見人候補者の育成・活用</li> <li>▪ 日常生活自立支援事業「あんしんサポートねっと」との連携</li> <li>▪ 法人後見人の支援</li> <li>▪ 成年後見制度の利用支援</li> </ul>
<p><b>地域連携ネットワークの整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 支援が必要となる方の早期発見・支援の仕組みづくり</li> <li>▪ 後見人支援機能の強化</li> <li>▪ 関係団体との連携</li> </ul>

成年後見人等には弁護士などの専門家が選ばれることもありますし、配偶者や子どもなど、家族や親族が選ばれることもあります。

「今は正常な判断ができるけど将来が不安だ」という場合には、今のうちに信頼できる人と契約を結んでおく「任意後見制度」もあります。

# 地域福祉計画の位置づけ

所沢市地域福祉計画は、所沢市総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、福祉に関連する計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者支援計画、子ども・子育て支援事業計画、保健医療計画等)を横断的につなぎ、相互に調和を図りながら、福祉施策を推進する役割を担っています。

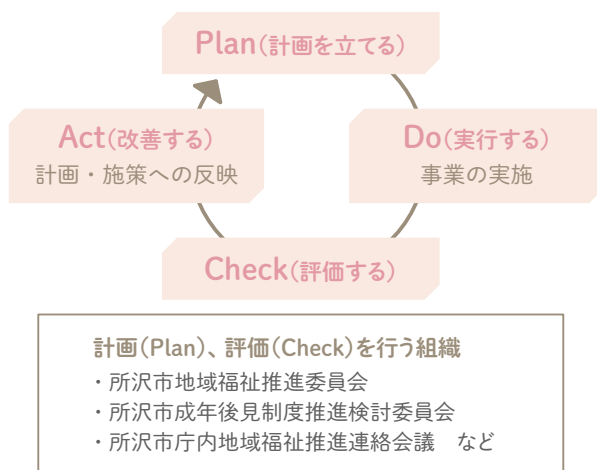


# 地域福祉計画の推進にあたって

所沢市地域福祉計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間で期間としています。

計画の推進にあたっては、半期(3年)ごとに進捗の評価・見直しを実施し、PDCAサイクルに基づく継続的な改善を図ります。

このうち、この計画が「P: 計画」にあたります。そして計画に基づき適切に「D: 実行」されているかどうか、関係機関や市民などで構成される組織などによって「C: 評価」を行い、「A: 改善」につなげていきます。



みんなのまちの支え合い

— 第3次所沢市地域福祉計画 概要版 —

令和3年3月

所沢市 福祉部 地域福祉センター

〒359-1112 埼玉県所沢市泉町1861番地の1 所沢市こどもと福祉の未来館内

Tel : 04-2922-2115 Fax : 04-2922-2195

Eメール : b29222115@city.tokorozawa.lg.jp